

## 神奈川県・小田原市・株式会社本田技術研究所との 交通課題解決に向けた自動運転技術の実証実験に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）と株式会社本田技術研究所（以下「丙」という。）は、小田原市内における交通課題解決に向けた自動運転技術の実証実験（以下「技術実証実験」という。）に関して、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、相互が協力して技術実証実験を行うことにより、自動運転技術の進化を図り、都市における交通課題の解決に向けた自動運転の実用化を目指すことを目的とする。

### （実施事項）

第2条 甲、乙及び丙は、自ら必要と認める範囲において、次項以降に掲げる事項を実施するものとし、具体的な内容やその他必要な取組の実施については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

ただし、技術実証実験のテーマの選定並びに実験の開始、継続及び終了の判断は、甲、乙及び丙が協議の上、丙が決定する。

2 甲の実施事項は次のとおりとする。

- (1) 技術実証実験の実施に必要な総合調整
- (2) 技術実証実験の実施に必要な官公庁等との調整に係る支援

3 乙の実施事項は次のとおりとする。

- (1) 交通課題の解決に必要な検討及び関係者との調整
- (2) 技術実証実験の実施に必要な地元調整及び環境の提供
- (3) 技術実証実験の実施に必要な官公庁等との調整に係る支援

4 丙の実施事項は次のとおりとする。

- (1) 交通課題の解決に向けた知見の提供
- (2) 技術実証実験の実施
- (3) 技術実証実験の実施に必要な官公庁等との調整及び手続き

### （費用負担）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める事項の実施その他本協定に関連して各当

事者に発生する費用は、甲、乙及び丙の各自がそれぞれ負担するものとし、当該費用負担に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その取扱いを決定する。

(知的財産権及び成果物の取扱い)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定にて甲、乙及び丙が単独で、又は相手方と共同で創製した発明、考案、意匠その他の知的財産又はノウハウ等（以下総称して「発明等」という。）に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）及び本協定にて生じた成果物（以下「本成果物」という。）について、次の各号に定めるところにより、甲、乙若しくは丙の単独所有又は甲、乙及び丙の共有とする。

- (1) 甲、乙又は丙が単独で創製した発明等に係る本知的財産権は、甲、乙又は丙それぞれの単独所有とする。
  - (2) 甲、乙及び丙が共同で創製した発明等に係る本知的財産権は、甲、乙及び丙それぞれの貢献度を踏まえて甲、乙及び丙が協議の上、決定された持分において、共有するものとする。なお、ここでいう貢献度には、金銭的な貢献は含まれないものとする。
  - (3) 甲、乙又は丙が単独で創製した本成果物は、甲、乙又は丙それぞれの単独所有とする。
  - (4) 甲、乙及び丙が共同で創製した本成果物は、甲、乙及び丙の共有とする。
  - (5) 本項第2号及び第4号にかかわらず、第2条第4項第2号の過程で創製した本知的財産権及び本成果物は、丙の単独所有とする。
- 2 甲、乙及び丙は本成果物について、相手方に同意を得ることなく無償で自由に利用する権利を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本成果物を第三者に利用許諾することを希望する場合は、事前に相手方に通知し、その可否及び条件等につき、協議の上、書面で合意する。ただし、丙においては、本田技研工業株式会社（以下「本田技研」という。）及び丙が直接又は間接的に議決権株式の50%以上を保有する法人（以下「丙の関係会社」という。）が本成果物を利用できるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定において発明等を創製したときは、相手方にその内容を遅滞なく通知するものとする。
- 5 本知的財産権及び本成果物の権利帰属及び本条第3項の条件等について、疑

義が生じた場合又は第三者との契約その他の特別の定めがある場合には、甲、乙及び丙が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

6 甲、乙及び丙は、本条の規定に基づいて共有とされた本知的財産権について、速やかに（出願等を伴うものについては出願等までに）、希望する取扱いを相手方に通知した上で、相手方と協議するものとする。

7 甲及び乙は、丙に帰属する本知的財産権が本田技研に譲渡されることに同意する。その場合、本条第1項、第3項、第4項及び第5条の丙を本田技研に適宜読み替えるものとする。

（本知的財産権に関する出願等）

第5条 甲、乙及び丙は、甲、乙及び丙の共有とされた本知的財産権について、出願等をする場合には、出願等の内容及び出願国について協議し、共同で出願等を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により共同で出願等を行うにあたっては、共有の本知的財産権に係るそれぞれの持分、管理費用（特許庁等の登録機関及び甲、乙及び丙に所属しない外部の弁理士等に支払う本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）の負担等必要な事項を定めた知的財産権持分契約を、別途締結するものとする。

（公表）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に関する事項について、報道発表その他の対外的な公表をする場合、相手方と協議を行い、その内容、時期及び方法について、相手方の書面または電子メールによる事前承諾を取得しなければならないものとする。

（窓口の設置）

第7条 第2条に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、連絡調整に係る窓口を相互に設置し、適宜協議を行うものとする。

（守秘義務）

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づいて知り得た相手方の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という）について、本協定の有効期間中又は終了後を問わず、相手方の同意を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、前項の第三者から丙の関係会社を除くことに同意し、丙は、丙の関係会社が秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとする。

3 次の各号に定める情報は、本条の守秘義務の対象から除外される。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの又はその後自己の責によらずに公知となった事項
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的な手段により取得したもの
- (3) 相手方から開示を受ける前に既に自己が所有していたもの
- (4) 秘密情報を用いることなく丙が独自に開発した事項

(協定の変更)

第9条 甲、乙又は丙は、相手方から本協定に係る内容の変更に関する申出があったときは、甲、乙及び丙が協議の上、書面で合意することにより、本協定の内容を変更することができる。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和7年3月31日から令和13年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、有効期間内においても、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を終了することができる。

(解除)

第11条 甲、乙又は丙は、相手方が本協定上の義務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行を催告の上、本協定を解除することができる。

2 甲、乙及び丙は、相手方に次の各号の一に当たる事態が生じた場合には、本協定を予告なく直ちに解除できる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき又は解散若しくは合併の決議があったとき
- (3) 手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処分を受けたとき

- (4) 第2条に定める実施事項の遂行上、重要な財産に対して差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行滞納処分等がなされたとき
- (5) 第12条に違反して、本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡したとき
- (6) 前各号に掲げるほか、本協定を継続できない事由が生じたとき

(権利義務の移転禁止)

第12条 甲、乙又は丙は、相手方から事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第13条 甲、乙又は丙は、本協定の履行につき、相手方の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(紛争解決)

第14条 本協定に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県小田原市荻窪300  
小田原市長 加藤 憲一

丙 埼玉県和光市中央1-4  
株式会社本田技術研究所  
代表取締役社長 大津 啓司